

平成30年7月18日  
神戸市保健福祉局高齢福祉課

## 「要援護者支援センター」について

### 1 要援護者支援センターとは

平成29年度より要援護者の見守り支援の拠点として、市内12か所の「高齢者介護支援センター」を「要援護者支援センター」として指定している。

平常時には、民生委員やあんしんすこやかセンターの他、平成30年度より順次開設する「(仮称) 障害者支援センター」等の各関係機関と連携して、要援護者の見守りを行うとともに、災害時には、基幹福祉避難所として要援護者の初動受け入れを行う。

#### 平時の機能

- ・ 要援護者支援コーディネーターを配置する
- ・ 民生委員、あんしんすこやかセンター、「(仮称) 障害者支援センター」、区社会福祉協議会等の見守り関係者との連携（顔の見える関係づくり）
- ・ 要援護者の受け入れに必要な物資の備蓄
- ・ 年1回程度の基幹福祉避難所開設訓練、災害訓練の実施

#### 災害時の役割

- ・ 本市の要請を受けたとき、または震度6弱以上の地震が発生した場合、速やかに体制を整え、基幹福祉避難所を開設し運営する

基幹福祉避難所：神戸市独自の福祉避難所で、大規模災害時に施設運営者が自主的に開設し、要援護者が直接避難することが可能な避難所。

12か所の高齢者介護支援センターを平成28年12月に指定済み。

福祉避難所：要援護者のための二次的避難所であり市内359か所を指定済み。

- ・ 災害初動期における要援護者の受け入れや生活相談支援
- ・ 受け入れた要援護者に対する、医療機関や社会福祉施設等への移送調整（医療的・福祉的トリアージ）

### 2 要援護者支援センターの拡充

- ・ 高齢者介護支援センターは、公設のショートステイ、デイサービス等の機能に加え民間の特別養護老人ホームとシルバーハウジングを併設する在宅介護支援拠点として、震災前の平成5年から介護保険制度導入の平成12年度までに、神戸市が整備した施設である。
- ・ 阪神・淡路大震災時に唯一開設されていた西部高齢者介護支援センターは、発災直後から、要援護高齢者等を収容し、災害拠点施設として活躍した経緯がある。
- ・ 現在、高齢者介護支援センターは市街地のみを整備されており、その配置も区毎にばらつきがある。うえ、北区・西区にはないという課題があった。
- ・ そのため、平成30年度においては、北区と西区への新規配置と各区複数箇所となるよう、地理的バランス等を考慮して民間の特別養護老人ホーム9か所を新たに要援護者支援センターとして指定し、全市21か所で運用する予定である。
- ・ 指定済みの要援護者支援センターにおいて、平成30年度に実施する災害訓練・基幹



要援護者支援センター

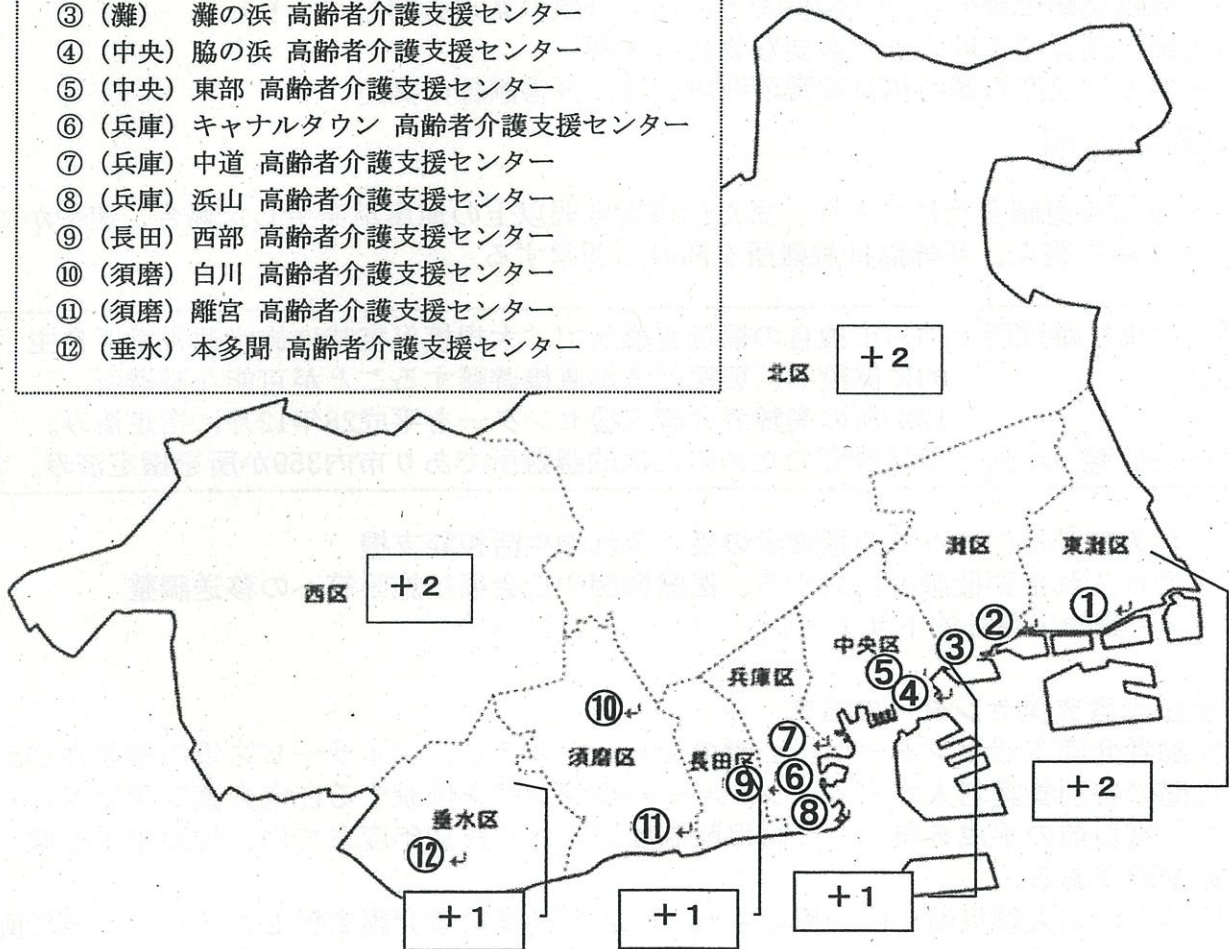
■ 30 年度拡充計画

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
高齢者介護支援センター	1	2	2	3		1	2	1		12
平成 30 年度拡充予定	+2		+1		+2	+1		+1	+2	+9
計	3	2	3	3	2	2	2	2	2	21

※30 年度拡充箇所については、今後検討していく。

高齢者介護支援センター (12 施設)

- ① (東灘) 魚崎 高齢者介護支援センター
- ② (灘) 大石 高齢者介護支援センター
- ③ (灘) 灘の浜 高齢者介護支援センター
- ④ (中央) 脇の浜 高齢者介護支援センター
- ⑤ (中央) 東部 高齢者介護支援センター
- ⑥ (兵庫) キャナルタウン 高齢者介護支援センター
- ⑦ (兵庫) 中道 高齢者介護支援センター
- ⑧ (兵庫) 浜山 高齢者介護支援センター
- ⑨ (長田) 西部 高齢者介護支援センター
- ⑩ (須磨) 白川 高齢者介護支援センター
- ⑪ (須磨) 離宮 高齢者介護支援センター
- ⑫ (垂水) 本多聞 高齢者介護支援センター





地域見守り台帳対象者（案）

【災害時要援護者リスト対象者】

- ・要介護3以上
- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳A
- ・65歳以上の単身高齢者
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯（老老世帯）

※（平成30年3月時点） 176,675人



【地域見守り台帳対象者（案）】

- ・要介護3以上
- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳A
- ・65歳以上の単身高齢者もしくは  
75歳以上の高齢者のみの世帯（老老世帯）のうち、  
要支援1～要介護2、身体障害者手帳3・4級、療育手帳B

※（平成30年3月時点） 84,593人

【単位：人】

	介護	身障手帳	療育手帳	合計
東灘区	5,612	4,575	283	10,470
灘区	3,699	3,184	203	7,086
中央区	3,425	3,339	154	6,918
兵庫区	4,063	3,555	174	7,792
北区	5,630	4,817	672	11,119
長田区	4,076	3,544	225	7,845
須磨区	5,183	4,393	315	9,891
垂水区	6,591	5,539	429	12,559
西区	5,126	5,184	603	10,913
全市	43,405	38,130	3,058	84,593

※介護・身障手帳・療育手帳の条件が重複している場合は、  
①身障手帳②療育手帳③介護の順で項目に当てはめている。  
※精神障害者、認知症への対応は今後の課題。



【内訳】 地域見守り台帳対象者（案） 【平成30年3月時点】

【単位：人】

区別	65歳未満			65歳以上 (右、単身・老老世帯を除く)			65歳以上単身世帯 75歳以上老老世帯			合計	内訳			センター別		参考 高齢 障害
	要介護 3以上	身障 手帳 1・2級	療育 手帳 A	要介護 3以上	身障 手帳 1・2級	療育 手帳 A	要支援 1以上	身障 手帳 1～4級	療育 手帳 A・B		介護	身障 手帳	療育 手帳	要援護者 支援 センター	障害者支援 センター 【若年障害】	
東灘区	25	1,015	267	1,115	1,312	6	4,472	2,248	10	10,470	5,612	4,575	283	9,188	1,282	3,576
灘区	20	664	192	1,154	1,014	4	2,525	1,506	7	7,086	3,699	3,184	203	6,230	856	2,531
中央区	25	779	140	902	1,019	8	2,498	1,541	6	6,918	3,425	3,339	154	5,999	919	2,574
兵庫区	22	764	146	814	915	15	3,227	1,876	13	7,792	4,063	3,555	174	6,882	910	2,819
北区	45	1,137	620	1,977	1,836	44	3,608	1,844	8	11,119	5,630	4,817	672	9,362	1,757	3,732
長田区	26	728	211	956	962	1	3,094	1,854	13	7,845	4,076	3,544	225	6,906	939	2,830
須磨区	22	928	291	1,113	1,271	9	4,048	2,194	15	9,891	5,183	4,393	315	8,672	1,219	3,489
垂水区	25	1,332	410	1,830	1,762	7	4,736	2,445	12	12,559	6,591	5,539	429	10,817	1,742	4,226
西区	32	1,560	563	1,954	1,858	30	3,140	1,766	10	10,913	5,126	5,184	603	8,790	2,123	3,664
全市	242	8,907	2,840	11,815	11,949	124	31,348	17,274	94	84,593	43,405	38,130	3,058	72,846	11,747	29,441

※介護・身障手帳・療育手帳の条件が重複している場合は、①身障手帳②療育手帳③介護の順で項目に当てはめている。

※精神障害者、認知症への対応は今後の課題。



# 災害発生

## 【災害発生時】

1	施設利用者（入所者・通所者）及び職員の安全（負傷の有無）を確認する。
2	施設（建物）の被災状況を確認する。 （電気・ガス・水道等のライフラインを確認する。）
3	通信手段（携帯電話・インターネット等）の状況を確認する。
4	災害情報について情報収集する。
5	「被災状況報告書」を市へ提出する。
6	職員への参集連絡を行う。
7	施設利用者等に対し、基幹福祉避難所開設の周知を行う。 （出入口部分に基幹福祉避難所であることを掲示する。）
8	避難スペースの確保を行う。（簡易・ダンボールベットの組立・照明・備蓄物資の配備等）
9	開設準備が完了した旨を「開設報告書」により市へ報告する。

## 【要援護者受入時】

1	要援護者の受け入れを行う。（受入スペースに誘導する）
2	要援護者受入リストを作成する。
3	受け入れた要援護者に対しトリアージ（要援護者実態調査）を行う。 必要に応じて移送調整（入院・入所）を行う。
4	定期的に避難者の状況（健康チェック）を実施する。必要に応じて移送調整（入院）を行う。
5	避難者の状況に応じて必要な備蓄物資を配布する。
6	要援護者でない「一般避難者」に対する避難所の移動調整を行う。
7	人員の確保が困難な場合は「人材支援依頼書」により市に報告する。
8	物資に不足が出た場合は「物資依頼書」により市に要請する。
9	物資を受け入れた際に「物資管理簿」に記入する。
10	施設内のトイレの清掃・手洗い消毒液の設置等、衛生管理を維持する。
11	市発表の災害情報等を要援護者（避難者）に提供する。
12	受入人数や職員の勤務状況等を「福祉避難所日報」により市に報告する。

## 【避難所閉鎖時】

1	市の要請により、避難所を閉鎖し、要援護者が他の避難所に移動する場合、次の受入先へ関係書類（要援護者実態調査票）を送付する。
---	---

## ◆スケジュール

7月 3施設【脇の浜・中道・西部】において訓練を実施

中道高齢者介護支援センター（兵庫区中道通6）	7月24日（火）
脇の浜高齢者介護支援センター（中央区脇浜海岸通3）	7月27日（金）
西部高齢者介護支援センター（長田区北町3）	7月31日（火）

9～10月 9施設において訓練を実施

以上

災害用備蓄物資の例について（参考）

	備蓄物資の例
食料品等	飲料水、食料品（ $\alpha$ 化米、缶詰、レトルト食品等）、高齢者用食（とろみ剤、高カロリー食品等）乳幼児用（ミルク（哺乳瓶含）、離乳食等）食器類（紙皿、スプーン等）、調理器具、カセットコンロ、ガスボンベ、缶切 等
生活用品等	毛布、タオル、ぬれタオル、敷物（サバイバルシート）、ダンボールベッド、歯ブラシ、洗口液、仕切り用ダンボール、ポリタンク、衣類、下着、雨具、懐中電灯、電池、手袋、軍手、ブルーシート、ガムテープ、紐、ロープ、万能ナイフ、カイロ、マッチ、ライター、ろうそく、ビニール袋、ラップ、アルミホイル、老眼鏡、補聴器、歩行器、杖、車椅子、洗面用具、バケツ、容器 等
介護・衛生用品等	オムツ（大人用・乳幼児用）、お尻拭き（大人用・乳幼児用）、災害時簡易トイレ、トイレ用凝固剤、トイレトペーパー、生理用品、ウエットティッシュ、消臭スプレー 等
医療機器等	医薬品、常備薬（風邪薬、胃腸薬、絆創膏等）、救急箱（ピンセット等簡単な医療器具含）、消毒液、マスク、包帯、三角巾、ガーゼ、絆創膏、アルコール、体温計、血圧計、吸引器、担架、ストレッチャー 等
災害時対応用物品等	投光器、ランタン、発電機、拡声器、携帯ラジオ、携帯テレビ、扇風機、ヒーター、カセットガスヒーター、ガスヒーター用ボンベ、簡易テント、寝袋、寝具、ヘルメット、防災頭巾、携帯電話充電器、台車、地図、工具類 等



# 避難者受入マニュアル

(施設向け・案)

【第1版】

平成30年6月

神戸市保健福祉局

災害発生時の運営体制【例】

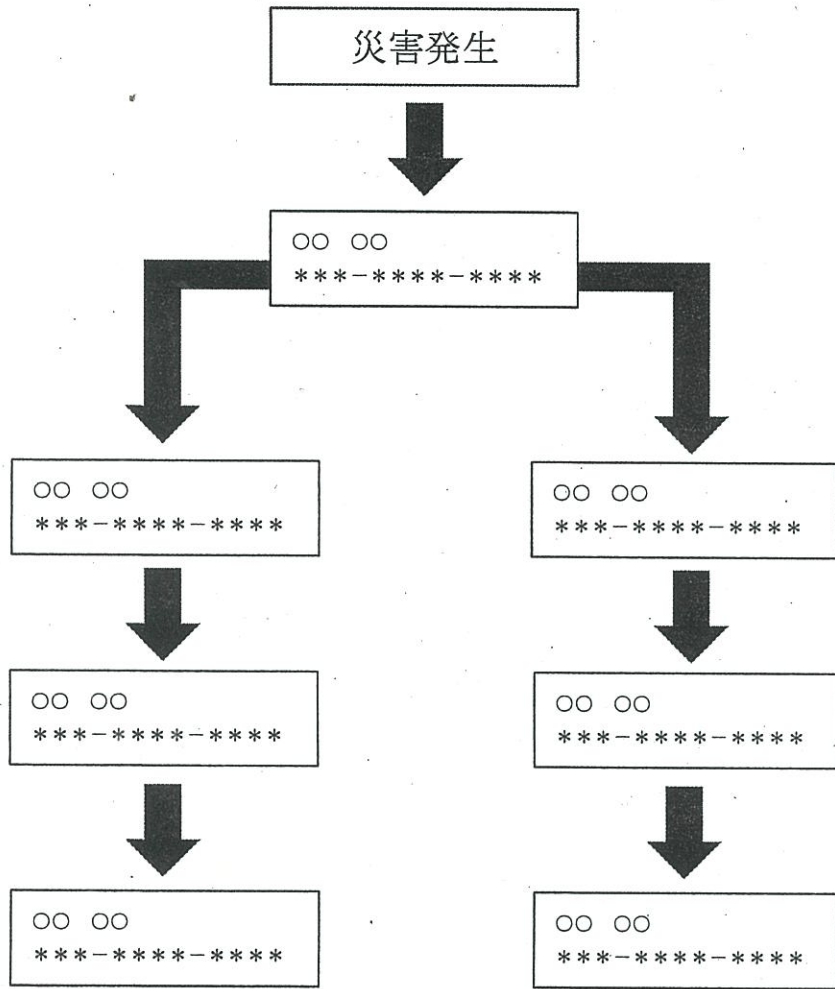
役割	担当者氏名	事務分掌(例)
運営責任者 (施設長)		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所の管理、運営にかかる総括</li> <li>市、区との連絡調整(連絡員)</li> </ul>
運営責任者補助 (コーディネーター)		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設長の補助</li> <li>要援護者受け入れに関する調整</li> </ul>
総務班		<ul style="list-style-type: none"> <li>管理、運営にかかる庶務</li> <li>市、区との各種連絡、調整にかかる事務</li> <li>避難所内の連絡会議開催</li> <li>ボランティアの要請、受付、その他対応</li> <li>避難所内のルール等</li> <li>運営スタッフの勤務管理</li> </ul>
救護・衛生班		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の救護</li> <li>傷病者がでた場合の医療機関への搬送調整 (総務班と協力し、市へ連絡)</li> <li>ごみ・感染症対策</li> <li>その他避難所内の衛生管理</li> </ul>
物資班		<ul style="list-style-type: none"> <li>水、食料、毛布等の確保、配給</li> <li>その他要援護者向け物資の確保、配給</li> <li>物資備蓄のリスト作成、管理</li> </ul>
情報班		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災情報のとりまとめ</li> <li>避難者リストの作成、修正</li> <li>避難所内の要望のとりまとめ</li> </ul>
要援護者支援班		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所利用者の日常生活上の相談</li> <li>介護ヘルパー等の利用の調整</li> </ul>

運営責任者(施設長)不在時における代行者

担当者氏名		担当者氏名	
第1順位		第2順位	

◆運営責任者(施設長)が不在の対応について記載する。

職員参集連絡体制（案）



◆災害発生時における緊急連絡網等、職員（施設長）への連絡体制について記載する。

職員召集状況（例）

【日中時】

	災害発生時	災害発生1時間後	災害発生2時間後	災害発生3時間後
職員体制	8名	10名	11名	16名
	施設安全確認 情報収集	総務班2 救護・衛生班2 物資班2 情報班2 要援護者支援班2	総務班2 救護・衛生班2 物資班2 情報班2 要援護者支援班3	総務班3 救護・衛生班3 物資班3 情報班3 要援護者支援班4

※運営責任者（施設長）は含まない。

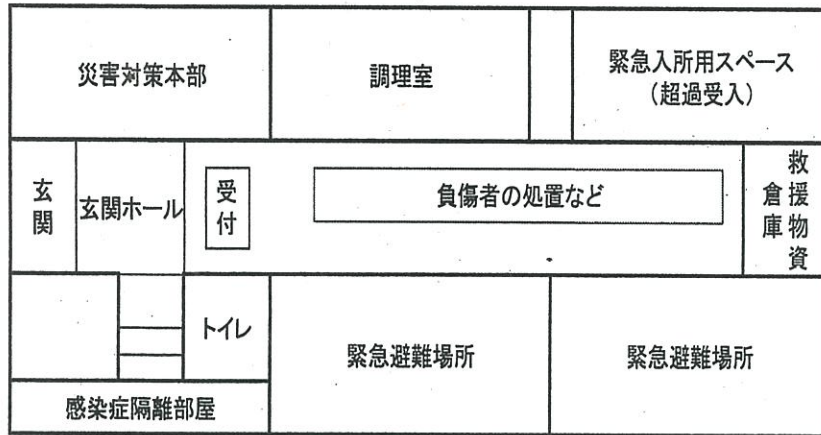
【夜間時】

	災害発生時	災害発生1時間後	災害発生2時間後	災害発生3時間後
職員体制	2名	4名	5名	10名
	施設安全確認 情報収集	総務班1 救護・衛生班1 物資班1 情報班1	総務班1 救護・衛生班1 物資班1 情報班1 要援護者支援班1	総務班2 救護・衛生班2 物資班2 情報班2 要援護者支援班2

※運営責任者（施設長）は含まない。

◆災害発生時からの職員体制の変動・役割分担を記載する。  
◆職員がどの役割（班）を担うのか事前に定めておく。





6

- ◆施設図面を記載する。
- ◆「初動期」・「安定期」等、配置が異なる場合はそれぞれの図面を記載する。
- ◆要援護者スペース（一般避難者スペース）の位置、受付（玄関）からの誘導手順を記載する。

災害時の役割（例）

【災害発生時】

役割	担当（班）	備考
1 施設利用者（入所者・通所者）及び職員 の安全（負傷の有無）を確認する。		
2 施設（建物）の被災状況を確認する。 （電気・ガス・水道等のライフラインを 確認する。）		
3 通信手段（携帯電話・インターネット等） の状況を確認する。		
4 災害情報について情報収集する。		
5 「被災状況報告書」を市へ提出する。		
6 職員への参集連絡を行う。		
7 施設利用者等に対し、基幹福祉避難所開 設の周知を行う。 （出入口部分に基幹福祉避難所である ことを掲示する。）		
8 避難スペースの確保を行う。 （簡易・ダンボールベットの組立・照 明・備蓄物資の配備等）		
9 開設準備が完了した旨を「開設報告書」 により市へ報告する。		

【要援護者受入時】

役割	担当（班）	備考
1 要援護者の受け入れを行う。 （受入スペースに誘導する）		
2 要援護者受入リストを作成する。 （地域見守り台帳との突合を行う。）		
3 受け入れた要援護者に対しトリアージ （要援護者実態調査）を行う。 必要に応じて移送調整（入院・入所）を 行う。		

【要援護者受入時】

役割	担当(班)	備考
4	定期的に避難者の状況(健康チェック)を実施する。 必要に応じて移送調整(入院)を行う。	
5	避難者の状況に応じて必要な備蓄物資を配布する。	
6	要援護者でない「一般避難者」に対する避難所の移動調整を行う。	
7	人員の確保が困難な場合は「人材支援依頼書」により市に報告する。	
8	物資に不足が出た場合は「物資依頼書」により市に要請する。	
9	物資を受け入れた際に「物資管理簿」に記入する。	
10	施設内のトイレの清掃・手洗い消毒液の設置等、衛生管理を維持する。	
11	市発表の災害情報等を要援護者(避難者)に提供する。	
12	受入人数や職員の勤務状況等を「福祉避難所日報」により市に報告する。	

【避難所閉鎖時】

役割	担当(班)	備考
1	市の要請により、避難所を閉鎖し、要援護者が他の避難所に移動する場合、次の受入先へ関係書類(要援護者実態調査票)を送付する。	

- ◆役割ごとに、担当者(担当班)を記入する。
- ◆施設の実情に応じて、項目を追加する。

災害の種類による留意点(例)

災害の種類	対応(留意点)
地震	
津波	

- ◆「地震」「津波」等、災害別の対応として実施することや、留意すべき点を記載する。



医療機関・提携施設等

医療機関名・施設名	連絡先	備考

関係先一覧

関係先名	連絡先	備考

◆災害時に連絡すべき医療機関や提携先施設があれば記載する。  
 ◆関係先一覧には神戸市を含め、地域団体等関係者の連絡先を記載する。

発電設備の状況

【発電設備】

発電設備 (容量)	動力 (燃料)	設置・保管場所 (燃料等含む)	備考

【電力が必要な備品】

備品名	保管場所	備考

◆施設で保有している発電設備について記載する。

備蓄物資の状況

備蓄品目	数量	保管場所	有効期限の有無 (更新期限)	備考

12

◆施設で保有している備蓄物資について記載する。



## 基幹福祉避難所 いち早く開設へ 障害者らの受け入れ訓練



**兵庫区** 地震などの災害時に、特に配慮が必要な高齢者や障害者ら  
要援護者を受け入れ

る「基幹福祉避難所」の開設訓練が24日、中道高齢者介護支援センター（兵庫区中道通6）であった。

今年3月、神戸市が全国に先駆けて整備した制度で、基幹福祉避難所の指定施設は現在、市内に12カ所ある。一般的な福祉避難所と違い、災害発生直後に開設し、いち早く対象者を受け入れる。震度6弱以上の地震が発生した場合には、市の指示がなくとも施設の判断で開設できる。

要援護者役の高齢女性から住所などを聞き取る職員ら＝中道高齢者介護支援センター

訓練は午後1時半から始まった。震度6弱の地震が発生した想定で、同センターの職員ら17人が参加。地震の発生後、福祉避難所の開設を市に要請するも電話がつながらず、原田宣施設長(46)の判断で設置された。その後、職員らがロビ

ーに、要援護者を受け入れるため、段ボールベッドなどを準備。自力で動けない高齢者の情報が入ると職員が迎えに行き、血圧や体温のバイタルチェックや住所や氏名などの聞き取り作業に当たった。

(西竹唯太朗)